



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	田代洋一編著, 『TPPと農林業・国民生活』, 筑摩書房, 2016年
Author(s)	中原, 准一
Citation	フロンティア農業経済研究, 22(1), 80-83
Issue Date	2019-08-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/77102
Type	journal article
File Information	22(1)_10_nakahara.pdf



田代 洋一 編著

『TPPと農林業・国民生活』

(筑波書房、2016年)

酪農学園大学名誉教授

中原 准一

本書の目次と各章の執筆者は、次のようである。

はじめに [田代洋一]

第1章 TPP交渉の本質をどうみるか

[田代洋一]

第2章 TPPと農業 [東山 寛]

第3章 TPPと森林・林業 一脅かされる地方
自治体による地域産材の振興一

[佐藤宣子]

第4章 TPPと食の安全 [山浦康明]

第5章 TPPと医療・医薬品 [東 公敏]

第6章 国民生活への畏 ーISDSの狙いー

[磯田 宏]

第7章 日本農業の現段階とTPP

ー2015年農業センサスー [江川 章]

第8章 米韓FTAからTPPをみる [品川 優]

第9章 TPPを国民的課題へ [田代洋一]

本書は、目次構成からも分かるようにTPP（環太平洋連携協定）が国民生活全般に深刻な影響や困難をもたらす恐れのあることを縦横に論じたものである。周知のように、TPP交渉は2015年10月5日、米国アトランタで「大筋合意」し、2016年2月4日、ニュージーランド・オークランドで関係閣僚による署名が行なわれた。

日本では、農業対策などが政府によって矢継ぎ早に講じられようとしているが、交渉加入時の「秘密保持契約」を盾に政府は協定の肝心の内容を詳らかにしようとしている訳ではない。TPPの全容解明ではこのように制約はあるが、本書は

「TPP市民分析チーム」（注、同チームはTPPに反対する弁護士や消費者運動家、研究者らで構成）の協定本体や関連文書の翻訳の成果を取り入れつつ執筆されている。今般、TPPに関する類書は多数出版されているが、市民レベルの反対運動と連携しつつ取りまとめられているのも本書の特徴をなすのである。本書は、水産分野を除きTPP協定のほぼ全分野を網羅するかたちで分析のメスを入れている。評者は、まず第2章から第8章の概要を紹介し、編著者による第1章と第9章について述べることにする。

第2章の東山 寛論文は、TPP協定「第2章 内国民待遇及び物品の市場アクセス」附属書2-D（日本国の関税率表：一般的注釈）に仔細に当たりながらTPP交渉の大きな焦点である農産物分野について解明した。

すなわちTPPにおいて、かつて日豪EPAで設定された「除外」や「再協議」に該当する規定がないことを明らかにし、「TPPでは、関税を残した重要品目についても『除外か再協議』のような『例外扱い』を獲得することはできず、『無傷』のものは何もなかった」（本書、p.55）と結論づけるのである。

上記附属書2-D「日本国の関税率表：一般的注釈」では「オーストラリア、カナダ、チリ、ニュージーランド又はアメリカ合衆国の要請に基づき、日本国及び当該要請を行った締約国は、市場アクセスを増大させる観点から、（中略）」原産品の待遇についての約束（この表における関税、関税割当て及びセーフガードの適用に関するもの）について検討するため、この協定が日本国及び当該要請を行った締約国について効力を生ずる日以後に協議する」と記されている。

東山氏は、この「7年後の再協議」について、「カナダの附属書を見ても『見直し』の相手国は日本だけであり、米国とすらこのような約束はしていない」（本書、p.58）ことを確認している。

この「見直し」条項は、「かなり片務的な性格をもって」おり、日本の屈辱的な地位が浮かび上がるのである。

第3章の佐藤宣子論文は、TPPの森林・林業分野への影響を論じる。木材（用材）自給率は、2002年に18.2%と過去最低にまで落ち込んだが、2014年に29.6%にまで回復した。これは、日本の「森林・林業再生プラン」や地方自治体レベルでの地域材利用促進政策（例えば木材利用ポイント事業＝住宅建設時国産材利用を促進する事業－同事業で指定する樹種と工法を採用した消費者に利益還元する制度）が一定奏効したことを示す。

佐藤氏は、林業分野におけるTPP交渉結果について次のように述べる。「歴史的に低関税に据え置かれた日本の林産物はTPPの『大筋合意』によって、他国よりも長い関税撤廃期間とセーフガード措置が設定された。市場アクセス合意事項だけを見て、すでに木材は低関税であり、国内対策さえ行われれば影響は少ないと楽観論が林業界を覆っている」（本書、90頁）。

しかし、上記のような国内林業助成政策は、米国など林産物輸出国からWTO違反との指摘があり、林野庁がガイドラインを作り政策を変更した。米国産ベイマツをはじめいくつかの外材を指定可能樹種として「地域材」に組み入れる措置まで講じた（2013年12月末から翌2014年5月にかけて）。TPPが発効されるなら、ISDSを持ち出すまでもなく、林業関連の地域独自政策に委縮効果をもたらすと懸念される所以だ。

第4章の山浦康明論文は、不十分なりとも維持されてきた日本の食品安全基準が、TPP協定第7章「衛生植物検疫（SPS）措置」等の規定により、大幅な後退を余儀なくされる状況を論じる。帰するところ、「日本など輸入各国は独自の安全基準に基づいて検疫を実施し、国民の安全を確保してきた。しかし、輸入国が予防原則に基づき、安全性確保のために執る措置はこの協定で排除さ

れる可能性が高い」（本書、93頁）のだ。

ここではリスク分析手法が採用され、予防原則に基づく措置が講じられ難い条件が横たわる。「遺伝子組み換え食品の有害性やBSEの危険性を交通事故死の確率と対置させ、社会的な許容度を提案することに」（本書、96頁）途を開く惧れがあるからだ。しかも、リスク分析と並んで「透明性の確保」が強調される。それは、「国際貿易に対して不当な障害にならないようにする」措置が優先される。すなわち、「締約国は、自国の衛生植物検疫措置に関する情報を継続的に共有すること並びに提案された衛生植物検疫措置について利害関係者及び他の締約国に対して意見を述べる機会を与えることの価値を認める」（第7章第13条第1項）とし、事業者が意見を積極的に提案できる制度となっている。

第5章の東 公敏論文は、医療・医薬品分野でTPPの条項がどのような懸念や不安をもたらすかを指摘する。医療・医薬品分野は、薬価や製薬特許をめぐる、製薬多国籍企業を抱える米国・欧州・日本と途上国ないしオーストラリアなど一部先進国の後発製薬企業との間で利害が鋭く対立してきた。だからTPP協定第18章「知的財産」第3条「原則」において「公共の利益を促進するために必要な措置」「知的財産権の濫用の防止」を掲げざるを得なかった。しかし、協定本体は製薬多国籍企業の「特許権者の利益の確認を大前提」とするものに外ならないとする（本書、121頁）。例えば新薬開発において、製薬多国籍企業が後発企業より優位に立つことは明瞭だ。

協定第26章「透明性及び腐敗行為の防止」の条項では、特別に「附属書」が付加されている。その中では各国の薬の価格を決めたり、あるいは新薬や医療機器を保険に適用する手続きを進める際、「検討を一定期間に完了すること」や「手続き規則、方法、指針を開示すること」などを求めたり、利害関係者たる製薬会社が「不服申し立てること」

ができるようになっている。協定交渉と並行して行われた日米二国間協議の交換書簡で、薬価を決めるとき「外国の関係者を含む全ての利害関係者」に対して自国関係者より「不利でない条件で意見書を提出する有意義な機会」を提供するとし、審議会等の「傍聴」、「会合に出席」、「意見書の提出」などを認めると念押しされている。今回の協定は、日本の「国民皆保険制度」そのものに製薬多国籍企業が介入する根拠を与えたといわねばならないだろう。

第6章の磯田 宏論文は、TPP協定の懸念材料として農産品や医療・医薬品分野と双璧をなす「ISDS条項（投資家国家間紛争解決条項）」を組上に載せて根本的な批判を加えている。日本政府は、『TPPをめぐる懸念や不安に関するQ&A』（内閣官房TPP政府対策本部、2015年12月24日）を作成した。同Q&Aで政府は、「ISDS手続を通じて、国民皆保険制度、環境規制、食の安全に関する制度などについて、変更を行うことは想定されない」と、国民のTPPに対する懸念や不安の払拭を図ろうとしている。

磯田論文は、①本協定ではISDS訴訟の対象になりうる「投資」概念を非常に広く定義しており、「投資の許可」や「投資に関する合意」も含めていて、投資受入国政府に不利に働く惧れを否定できない、②しかも、投資受入国政府が守るべき義務、とりわけ「内国民待遇」や「待遇に関する最低基準」なるものは著しく不明確な条文で「規定」されており、その解釈は（投資家に有利に働く）仲裁廷の裁量に委ねられざるを得ない、③日本政府の「懸念払拭説明」のうち、「公共福祉目的のための規制上の措置・行為をISDS条項から外す」とする条文規定があるが、それを担保する要件を欠いているし、既存のBIT（二国間投資協定）、FTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協定）等におけるISDS仲裁廷の裁定結果等から見ても、「外す」ことを担保するとは言えない、④まして、

仲裁廷の「公平性」「中立性」は、外務省『TPP協定における投資家と国との間の紛争解決(ISDS)手続の概要』（2015年12月）のいう如く確保されるとは、到底言えない。何故なら、「ごく限られた少数の巨大法律事務所と『有力』弁護士がISDS仲裁人の多くを占めるという、いわば『寡占産業』（本書、160頁）をなしているからだ。極度の利益相反の構造が見てとれ、TPP協定の最もいかがわしい相貌が浮かび上がる。

第7章の江川 章論文は、2015年農業センサスの分析を通して農業構造の現状を解明している。

1990年から2015年の四半世紀を概観すると、「この間、総農家数、経営耕地面積はいずれも減少しているものの、北海道、都府県とも総農家数の方が経営耕地面積よりも減少率が高いことから、総じて規模拡大的な構造変化が起きていることが確認できる」（本書、165頁）とする。だが、子細に見ると、当該期間、北海道では、「総農家数の減少率（13～15％）が経営耕地面積の減少率（1～3％）を大きく上回っていることから、急速な構造変化が起きている」が、都府県において「ほぼすべての地域ブロックで10～15年に総農家数、経営耕地面積の減少幅が拡大し」「農業の衰退的側面が都府県を中心に再び強くなった」（本書、166頁）とみる。

しかも農業就業人口の減少や農業労働力の高齢化が拍車をかける。2015年には耕作放棄地面積が全国ベースで42.4万haとなり、これは富山県の総面積に匹敵する。都府県の中山間地域を中心に農業生産力の衰退化が進行しており、「農業の体質強化のみでTPPへの対応を図ることはかなり無理のある議論だ」（本書、186頁）と言わなければならないだろう。

第8章の品川 優論文は、2012年3月15日発効の米韓FTAの評価に関連するものだ。筆者は、評価の対象を工業製品分野と農畜産物分野、および医薬品・医療機器や農協の保険サービスなどの

非関税障壁分野の3つに置いている。

韓国貿易協会は、自動車や電機・通信機器の輸出の利益代弁機関だが、「発効後2年を対象に、FTA効果（関税引き下げ：評者注）とアメリカの景気回復によって輸出が増加し、その結果アメリカ市場の占有率が拡大（2012年2.59%→13年2.75%→14年2.97%）していると評価して」（本書、207頁）好意的な評価を下した。

他方、韓国農村経済研究院は「農畜産物に焦点をあて、農畜産物は輸出・入ともに増加し交易規模が拡大しているが、関税の削減・撤廃により農畜産物の輸入価格が平均で1割下落していると分析し」（本書、207頁）た。韓国は日本と異なり輸出依存度の高い国であるので、米韓FTA発効後の評価を巡っては、工業部門と農業部門で明暗を分けているようだ。

非関税障壁分野（医薬品、金融、保険会社）では、米国優位に進展しているようだし、既にISDS条項により韓国政府が提訴されている。韓国で進展している事態は、日本の農協にかけられている全農の株式会社化などの行く末をみる上でも関心と呼ぶところだ。

第1章の田代洋一論文は、TPPをめぐる政治経済分析に充てられている。同時に田代論文は、TPP影響試算に関する日本政府の非科学的な算出根拠を鋭く批判している。第9章の田代論文は、第2章～第8章の各論の概要を述べるとともに、TPPの本質を「たんなる日米FTAではなく、米日多国籍企業が海外に有利な投資権益を確保する帝国主義同盟であり、その結果、経済面での妥協は経済全般ではなく、もっぱら農林水産業と国民生活に集中することになった」と規定する。問題の本質を完膚なきまで衝いている。

TPP協定からの米国離脱後、TPP11と姿を変え、2019年2月から日欧EPAが発効するなどメガFTA時代に移行しているが、本書で提示された論点はそれらの本質を照射する上でも十分に有

効である。

本書評の出稿が大幅に遅れたことを編集委員会の皆さんにお詫びします。